

群馬県公契約条例

(目的)

第一条 この条例は、県と事業者が対等な立場で公契約を締結することを踏まえ、公契約の基本理念を定め、県及び事業者等の責務を明らかにするとともに、相互に協力して公契約に関する施策を総合的に推進することにより、公契約の公正かつ適正な運用を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 公契約 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条第一項の規定により、県が締結する売買、貸借、請負その他の契約で、その目的たる給付に対して、県が対価を支払う義務を負うものをいう。
- 二 事業者 県と公契約を締結し、又は締結しようとする者をいう。
- 三 下請負者等 次のいずれかに該当する者をいう。
 - イ 下請、再委託その他いかなる名義をもってするかを問わず、県以外の者から公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者
 - ロ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第二号に規定する派遣労働者を事業者又はイに掲げる者が行う公契約に係る業務に従事させる者
- 四 事業者等 事業者及び下請負者等をいう。
- 五 公契約従事者 公契約に係る業務に従事する者をいう。

(基本理念)

第三条 公契約は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 公契約は、その締結に至る過程において、透明性及び競争の公正性が確保され、談合その他の不正行為が排除されていること。
- 二 公契約は、県民の生活に関わる公共サービス等の提供のために行われることを踏まえ、そのサービス等の質を確保するため、経済性に配慮しつつ、価格以外

の多様な要素も考慮し、総合的に優れた内容であること。

三 公契約は、公契約従事者の労働環境の整備及び地域経済の振興が図られるよう、適切な措置が講じられたものであること。

四 公契約は、その締結に至る過程において、県政の課題解決に向けて、事業者が行う社会的価値の実現に資する取組が勘案されたものであること。

(県の責務)

第四条 県は、入札及び公契約における談合その他の不正行為の排除の徹底を図り、公正かつ公平な競争を促進するとともに、公契約の締結に至る過程及び内容の透明性を確保しなければならない。

2 県は、社会経済情勢の変化等を勘案し、原材料費、労務費その他の取引価格、需給の状況等（以下「市場価格等」という。）を踏まえ、適切に予定価格を積算するとともに、市場価格等の変動その他の契約後の事情に配慮し、必要に応じ、契約変更その他の適切な措置を講ずるものとする。

3 県は、公契約の発注に当たっては、特定の時期に集中しないよう計画的に行うとともに、適切な契約期間の設定に努めるものとする。

4 県は、入札及び公契約の締結の方法の決定に当たっては、その性質又は目的に応じて、多様な方法の中から適切な方法を選択するものとする。

5 県は、公契約従事者の労働環境の整備が図られるよう、公契約の適正な締結及び履行に必要な措置を講ずるとともに、地域経済の振興に資するよう、公契約の性質又は目的に応じて、県内に事務所又は事業所を有する事業者の受注機会の確保に努めるものとする。

6 県は、前各項に掲げるもののほか、第三条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、この条例の目的を達成するために必要な取組を推進するものとする。

(事業者等の責務)

第五条 事業者等は、基本理念にのっとり、公契約に基づく債務を履行する者として社会的な責任を有することを認識し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）その他の法令を遵守しなければならない。

2 事業者等は、公共サービス等の質を確保するため、公契約に基づく債務を適正に履行しなければならない。

3 事業者等は、公契約に基づく債務の履行に伴い、下請負者等と契約を締結するときは、適正な見積りを基に、対等な立場における合意に基づく公正な契約を締結しなければならない。

4 事業者等は、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）その他の労働関係法令を遵守するとともに、公契約従事者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備を図らなければならない。

5 事業者等は、県が実施する公契約に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（取組方針）

第六条 県は、基本理念を踏まえた公契約の締結及びその履行を確保するため、県が取り組むべき方針（以下「取組方針」という。）を定めるものとする。

2 取組方針には、公契約に係る取組の総合的かつ効果的な推進に関する必要な事項を定めるものとする。

（労働環境整備の確保のための措置）

第七条 県は、規則で定める公契約の相手方である事業者等に対し、公契約従事者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備が図られていることを確認するため、報告書の提出を求め、又は必要に応じ自主的な改善措置を促すことその他の必要な措置を講ずるものとする。

（意見聴取）

第八条 県は、この条例の適切な運用を図るため、必要に応じ、取組方針その他の重要事項について、学識経験者及び関係団体の意見を聴くものとする。

（指定管理者制度における取扱い）

第九条 県が公の施設の管理を指定管理者（地方自治法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。）に行わせる場合は、この条例の趣旨を踏まえ、公契約に準ずる取扱いをするものとする。

（委任）

第十条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日

から施行する。

(準備行為)

2 第六条第一項の規定による取組方針の策定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても、同条及び第八条の規定の例により行うことができる。